

令和5年度住民税非課税世帯に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を1世帯当たり7万円支給します

12月に支給決定通知書または確認書を発送しましたので、お手元に届きましたらご確認ください。

支給決定通知書が届いた世帯には、「電力・ガス・価格高騰重点支援給付金（3万円）」が支給された口座に振り込みます。申請手続きは不要です。第1回目の振込日は令和5年12月27日(水)です。

確認書が届いた世帯は、確認書に必要事項を記入

し、必要書類を添付のうえ、社会福祉課に提出してください（郵送可）。

また、令和5年1月以降の収入が住民税非課税世帯相当以下に減った世帯に対しても給付金が支給されますので、こちらに該当すると思われる世帯は社会福祉課にお問い合わせください。

提出期限は令和6年5月31日(金)です（消印有効）。

☎社会福祉課 ☎25-5204



消費生活クロスワードパズル

いつも消費生活センターからのお知らせをご覧ください。ありがとうございます。

今月号は趣向を変えてクロスワードパズルをご用意しました。

お正月のひとつき、軽く頭の体操はいかがですか？

答え 秩父の□□□□は絶景です！

(パズルの中の□に入る文字を並び替えてください)
※正解は24ページに掲載しています。

| | | | | | | |
|---|---|---|----|----|----|----|
| 1 | | 7 | 10 | | 14 | |
| 2 | 6 | | | | 15 | |
| 3 | | | | 12 | | |
| | | | 11 | | | 17 |
| 4 | | 8 | | | | |
| | | 9 | | | 16 | |
| 5 | | | | 13 | | |

秩父市消費生活センター ☎25-5200
毎週月～金曜日（祝日はお休み）
午前9時～正午、午後1時～4時

ヨコのカギ

- 「売買」の訓読み。
- メールアドレスのアルファベットは大文字ではなく○○○で書く。
- 商品を受け取ってから代金を支払うこと。
- 他人を誘うと紹介料がもらえる○○○商法。法律で厳しく規制されている。
- 新たな手口の○○○○商法が増えている。
- 夏の職場の温度管理や軽装の取り組み。
- 最近は一人で静かに楽しむ人も。
- ジャガイモの芽には毒素が。○○量は150～300ミリグラムだそう。
- のように役回りを演じる劇場型サギ。
- の広告、大げさな広告にご注意。

タテのカギ

- 大手インターネット通販の商品が保管される巨大な○○○。
- 国家資格のあるマッサージ業。
- 離れた場所から○○○○コントロール。
- 急激な物価上昇で家計が○○○に。
- ギャンブルや賭け事と似た意味の言葉。
- 契約前によく考えて○○の残らぬ取引を！
- 自覚症状の出にくい生活習慣病はサイレント○○○（沈黙の殺人者）とも呼ばれます。
- 安全な○○○○シートを選んでお子さんとドライブ。
- 折り込み広告やインターネット広告を見て購入を申し込むのは○○○○販売。
- 紙の広告の一種。
- 2000年代に多く販売された薄型の○○○○テレビ。



出典：消費者庁イラスト集より

大雪に備えて

閩危機管理課 ☎ 22-2206

大雪災害が発生した場合には公助だけでなく、**自助・共助での取り組みが非常に重要**になります。家庭内や地域で大雪時の対応について話し合い、あらかじめ大雪に備えましょう。



市の取り組み

関係機関との連携強化

秩父地域振興センターや秩父県土整備事務所をはじめとした関係機関と連携し、効率の良い除雪を行います。国道については、積雪量によって通行止め等の措置を行い、集中的に除雪をする場合もあります。

除雪状況の情報発信

関係機関からの情報提供を受け、国道の除雪状況を中心に、安心・安全メールで配信します。

雪置き場の開設

太平洋セメント第1プラント跡地を雪置き場として指定します。開設する場合には、防災行政無線のほか、安心・安全メールや市HPでお知らせします。

小型除雪機の貸与

行政で全ての路線を除雪することは困難であり、地域の皆様のご協力が不可欠です。共助の取り組みとして市から小型除雪機の貸与を受けた町会では、歩道や通学路等の除雪を行います。作業の際、沿道にお住まいの方、土地をお持ちの方はご協力をお願いします。

多くの路線で除雪が行えることで、市民生活への影響が少なくなる
とともに、凍結による転倒等の危険が少なくなります。



自助・共助の取り組み

備蓄をしましょう

積雪により外出できなくなる場合に備え、水（1人1日3リットル目安）、食糧、灯油等の備蓄を確認しましょう。乳幼児や高齢者などについては、特にご配慮ください。特別な非常食に限らず、普段から購入しているものの買い置きで十分です（最低3日分・推奨1週間分）。

除雪作業の注意点

作業中の転倒や屋根雪の落下に注意しましょう。

不要不急の外出は控えましょう

自動車などにより雪が踏み固められると除雪が遅れ、交通障害の原因となります。

地域で助け合いを

近所にひとり暮らしの高齢者や障がいのある方がいる場合は、協力して助け合いましょう。

町会で除雪体制を整備しています

迅速な除雪を行えるよう、事前に活用できる重機や運搬車両、雪置き場を把握していただいています。市でも一定の条件の下で行った除雪に対して報奨金を支給するなど、地域での除雪体制の整備をサポートしていきます。

防災・災害情報

防災行政無線のほか、その内容が悪天候時などで聞こえにくい場合でも、電話で確認できるカクニンくん（☎0800-800-5747 通話料無料）や、安心・安全メールで配信しています。ぜひご登録をお願いします。

QRコードを読み取るか、t-chichibu@sg-m.jpへ空メールを送信して登録してください。



戸別受信機（防災ラジオ）の管理にご協力ください

電池の液漏れによる機械の故障防止のために、年1回程度の乾電池交換をお願いします。



除雪作業時のお願い

閩道路管理課 ☎ 26-6861

積雪時に、市が委託した業者が主要幹線道路を中心に市道の除雪を行います。除雪作業の際には、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

- ・路上駐車はしないでください。
- ・除雪車にご注意ください。
- ・除雪作業により間口にたまった雪の除去にご協力をお願いします。

また、通学路など歩道の除雪については、地元のご協力をお願いします。
※市が除雪を行う路線は、市HP『秩父市道路除雪計画』をご確認ください。



発熱した時の医療機関のかかり方、救急医療機関への受診について

本年度は、インフルエンザが大変流行しています。発熱した時は次のとおり、受診してください。

① 発熱した時の受診

風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの可能性がありますので、「かかりつけ医」または近くの医療機関に、まずは電話で相談していただき、医療機関の指示に従って受診してください。

「かかりつけ医」や近隣に医療機関がない場合など、どこに電話していいかわからない場合は、②「埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム」から受診できる医療機関を検索してください。

② 埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システムをご利用ください

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」とは、埼玉県内の医療機関で新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関です。

発熱した時にどの医療機関に相談するか迷ったら、この検索システムで近隣の医療機関をご確認ください。



休日、夜間における発熱や軽症の場合でも、二次救急医療の外来を受診する方が増えています。二次救急医療は、急病や症状が重い病気、大きなけがなど、主に入院が必要な患者さんに対応しています。救急医療機関では、医師・看護師等が不足しているため、医療現場が疲弊し、救急医療に支障が出るのが懸念されています。そのため、休日や夜間の急病で受診するべきか迷ったら、埼玉県の救急電話相談などを活用するようにしましょう。

症状や状況に応じて受診する方法を使い分け、症状の重い患者さんが優先して二次救急医療を受診できるように、ご協力をお願いします。

③ 日頃からかかりつけ医を受診しましょう

かかりつけ医とは、身近にいて、気軽に健康相談をしたり、病気の初期的な治療をしてくれる医師のことです。定期的に相談していれば、日頃の健康状態を把握できるので、素早い判断がしやすくなり、必要な時に適切な病院への紹介も早くなります。発熱時や体の症状が気になるとき、近所で気軽に相談できるかかりつけ医を持つことをお勧めします。

④ 症状が軽く医療機関にかかるべきか迷ったら（#7119）

埼玉県の救急電話相談を利用しましょう。家庭での対処方法や、すぐに受診するべきかを相談できます。医師や看護師等が相談員となり、アドバイスします（24時間受付）。

☎#7119（シャープ7119番）

または☎048-824-4199（ダイヤル回線、IP電話、都県境の地域でご利用の場合）

⑤ 症状が重い病気、大きなけがは迷わずすぐに救急車を

救急隊員が症状を診て、適切な医療機関に搬送してくれます。

☎119番 または 秩父消防本部☎21-0119にご連絡ください。

問地域医療対策課☎22-2279



公共工事の入札結果

（税込500万円以上）

| 入札契約方法 | 契約日【完成予定】 | 事業名【事業場所】 | 契約金額【予定価格】（税込/円） | 落札率 | 契約業者 | 工事担当課 |
|--------|------------|---|----------------------------|--------|-----------|---------------|
| 一般競争入札 | 11月6日【2月】 | 幹線3号線道路舗装工事【大野原地内】 | 9,938,500 [11,162,800] | 89.03% | 昭和工業(株) | 道路維持課☎26-6385 |
| | 11月6日【2月】 | 荒川幹線4号線道路舗装工事【荒川日野地内】 | 12,862,300 [14,425,400] | 89.16% | ㈱岩田組 秩父支店 | 道路維持課☎26-6385 |
| | 11月27日【3月】 | 文化体育センター受水槽交換工事【大野原1470】 | 12,705,000 [13,365,000] | 95.06% | ㈱カネミツ 設備 | 建築住宅課☎26-6869 |
| | 11月27日【3月】 | 秩父市経営管理権集積計画(下吉田23林班)境界測量業務委託【吉田阿熊地内】 | 14,278,000 [14,928,100] | 95.65% | ㈱創栄都市 技研 | 森づくり課☎22-2369 |
| 指名競争入札 | 11月6日【3月】 | 無名61号橋補修工事(再2)【日野町地内】 | 5,204,100 [5,894,900] | 88.28% | ㈱日本アステック | 道路維持課☎26-6385 |
| | 11月13日【3月】 | 秩父市経営管理権集積計画(荒川久那2・3林班)境界測量業務委託【荒川久那地内】 | 6,919,000 [7,638,400] | 90.58% | ㈱テクノ測地 | 森づくり課☎22-2369 |
| | 11月15日【3月】 | 篠葉沢護岸整備工事(再1)【品沢地内】 | 5,830,000 [5,874,000] | 99.25% | ㈱横田工務店 | 道路維持課☎26-6385 |

問工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約課☎25-5216

2 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の状況 (令和4年度)

| 受験区分 | 応募者 | 受験者 | 1次合格者 | 最終合格者 |
|-----------------|-----|-----|-------|-------|
| 一般事務職 (障がい者を含む) | 62 | 49 | 27 | 19 |
| 一般事務職 (農業・林業) | 7 | 3 | 2 | 1 |
| 一般事務職 (土木) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般事務職 (建築) | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 一般事務職 (電気) | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 一般事務職 (機械) | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 一般事務職 (社会福祉) | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 保健師 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 管理栄養士 | 10 | 9 | 4 | 3 |
| 保育士・幼稚園教諭 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 技能労務職 (土木作業員) | 5 | 5 | 0 | 0 |
| 計 | 99 | 80 | 41 | 30 |

(2) 職員の退職の状況 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

| 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | その他 |
|------|------|------|-----|
| 15 | 8 | 16 | 9 |

(3) 行政職給料表適用職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 計 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事補 | 主事 | 主任 | 主査 | 主幹 | 課長 | 次長 | 部長 | |
| 職員数 | 58 | 85 | 116 | 109 | 70 | 67 | 29 | 18 | 552 |
| 構成比 | 10.5% | 15.4% | 21.0% | 19.7% | 12.7% | 12.1% | 5.3% | 3.3% | 100% |

(注) 1 秩父市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 定員管理の状況

① 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 |
|---------|------|------|------|--------|
| | | 令和4年 | 令和5年 | |
| 一行政部門 | 議会 | 5 | 5 | 0 |
| | 総務 | 119 | 120 | 1 |
| | 税務 | 31 | 30 | ▲1 |
| | 民生 | 114 | 113 | ▲1 |
| | 衛生 | 51 | 48 | ▲3 |
| | 労働 | 1 | 1 | 0 |
| | 農林水産 | 20 | 24 | 4 |
| | 商工 | 19 | 23 | 4 |
| | 土木 | 65 | 63 | ▲2 |
| | 小計 | 425 | 427 | 2 |
| | 特別行政 | 教育 | 51 | 51 |
| 小計 | 51 | 51 | 0 | |
| 普通会計部門計 | | 476 | 478 | 2 |
| 公営企業等 | 病院 | 177 | 175 | ▲2 |
| | 下水道 | 16 | 15 | ▲1 |
| | その他 | 38 | 39 | 1 |
| | 小計 | 231 | 229 | ▲2 |
| 合計 | | 707 | 707 | 0 |

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時的任用および会計年度任用職員を除いています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要 (標準的なもの) (令和5年4月1日現在)

| 開始時刻 | 休憩時間 | 終了時刻 | 1日の勤務時間 | 1週間の勤務時間 |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 午前8時30分 | 正午~午後1時 | 午後5時15分 | 7時間45分 | 38時間45分 |

(注) 勤務の特殊性により、上記と異なる勤務時間が運用される場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和4年)

| 平均取得日数 | 11.5日 |
|--------|-------|
|--------|-------|

(3) 育児休業等の取得状況

| 育児休業 | 部分休業 |
|------|------|
| 9人 | 7人 |

※令和4年度中に新たに育児休業等を取得した職員数です。

(4) 特別休暇の概要

| 休暇の原因 | 付与日数 |
|-------------------------|--|
| 産前産後休暇 | 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前(出産予定日を含む)から産後8週間(出産日の次の日から)を経過するまでの期間 |
| 生後1年に達しない子を育てる場合 | 1日2回それぞれ30分間 |
| 忌引の場合 | 10日以内でそれぞれ定める期間 |
| 妻の出産 | 3日の範囲内でその都度必要と認められる期間 |
| 中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合 | 一の年において5日の範囲内で必要と認められる期間 |
| 骨髄提供のために必要な検査、入院等をする場合 | その都度必要と認められる期間 |

(注) 上記は主なものであり、その他、結婚休暇、ボランティア休暇などがあります。

4 職員の分限・懲戒処分およびサービスの状況

(1) 分限および懲戒処分の状況 (令和4年度)

| 分限処分 | 人数 | 事由 |
|------|----|-----------------|
| 分限処分 | 9人 | 傷病による休職 |
| 懲戒処分 | 0人 | 信用失墜行為、職務上の義務違反 |

(2) サービスの状況 (令和4年度)

| 職務専念義務免除 | 許可件数 | 主な理由 |
|----------|------|----------|
| 職務専念義務免除 | 375 | 研修、厚生事業等 |

5 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要 (令和4年度)

| 区分 | 修了者数(人) | 主な内容 | |
|-------|---------|----------------|----------------------------|
| 自主研修 | 42 | 通信教育・e-ラーニングなど | |
| 職場研修 | 29 | OJTモデル研修 | |
| 職場外研修 | 集合研修 | 1,298 | 新規採用職員研修、課長級研修、メンタルヘルス研修など |
| | 派遣研修 | 64 | 自治人材開発センターなど |

(2) 人事評価の概要 (令和4年度)

| 区分 | 内容 |
|----------|---|
| 評定の回数・時期 | 毎年1回・1月1日を基準日とする |
| 対象職員 | 全職員(特別職、休職者等を除く) |
| 評定の方法 | ①業績に関する評価、②態度に関する評価、③知識・技能、理解力、創意工夫、表現・応対力等の能力に関する評価を行う |

(注) この評定結果は、人事異動(昇任等)および昇給や勤労手当の支給額に反映をしています。

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

| | 内容 |
|------|-----------------------------------|
| 短期給付 | 職員と被扶養者の病氣・けが・出産・死亡・休業または災害に対する給付 |
| 長期給付 | 職員の退職・障害・死亡に対して行う年金または一時金の給付 |
| 福祉事業 | 健康の保持増進事業など |

(2) 公務災害の認定状況 (令和4年度)

| | 認定件数 |
|------|------|
| 公務災害 | 7 |
| 通勤災害 | 0 |

7 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな措置要求はありませんでした。

8 不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな不服申立てはありませんでした。

9 退職管理の状況

令和4年度末における退職者の再就職等の状況

| 退職者数 (令和4年度) | 再就職の状況 (令和5年度) | |
|--------------|----------------|-------|
| | 本市での再任用等 | 民間企業等 |
| 28人 | 11人 | 0人 |

(注) 令和5年3月31日付けで退職した職員数です。

秩父市 人事行政の 運営等状況等 を公表

「秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や勤務条件、研修や福利厚生等について、主に令和4年度の状況を公表します。

なお、詳しくは市HPに掲載しているほか、人事課（市役所本庁舎3階）でご覧いただくことができます。

問 人事課 ☎ 22-2207

1 職員給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口 (令和5年3月31日) | 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率 (B/A) |
|-------|-------------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 令和4年度 | 58,892人 | 千円 31,906,181 | 千円 2,306,403 | 千円 4,790,135 | % 15.0 |

(注) 人件費には、特別職等に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

| 区分 | 職員数(A) | 給与費 | | | 1人当たり給与費 (B/A) |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 計(B) | |
| 令和5年度 | 1,054人 | 1,950,660千円 | 1,248,641千円 | 3,199,301千円 | 3,035千円 |

(注) 1 職員数には一般職の会計年度任用職員を含みます。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 40.9歳 | 314,837円 | 376,139円 |
| 技能労務職 | 46.4歳 | 290,618円 | 324,901円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 | 2年後の給料 | |
|-------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 196,200円 | 217,900円 |
| | 高校卒 | 166,600円 | 176,100円 |

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 | |
|-------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 275,175円 | 345,971円 | 374,180円 | 406,900円 |
| | 高校卒 | 241,200円 | 315,750円 | 355,750円 | 372,550円 |

(6) 特別職の報酬等の状況 (令和5年7月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 | |
|------|-------------|------------------|
| 給料 | 市長 | 880,000円 |
| | 副市長 | 749,000円 |
| 報酬 | 議長 | 412,000円 |
| | 副議長 | 361,000円 |
| | 議員 | 343,000円 |
| 期末手当 | (令和4年度支給割合) | |
| | 市長 | 6月期 2.125月分 |
| | 副市長 | 12月期 2.225月分 |
| | 計 | 4.350月分 |
| 退職手当 | (令和4年度支給割合) | |
| | 議長 | 6月期 2.125月分 |
| | 副議長 | 12月期 2.225月分 |
| | 計 | 4.350月分 |
| 退職手当 | (算定方式) | |
| | 市長 | 給料月額×在職月数×0.4025 |
| | 副市長 | 給料月額×在職月数×0.2415 |
| | (支給時期) | 任期毎 |

(7) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当 (令和4年度)

| 1人当たり 平均支給額 | 1,480千円 | |
|----------------|--|----------------------------|
| 支給割合 | 期末手当 2.40月分 (1.35月分) | 勤勉手当 2.00月分 (0.95月分) |
| | 加算措置 職制上の段階、職務の級等による の状況 加算措置・役職加算 5%~20% | |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (令和4年度)

| 支給率 | 自己都合 | 勤奨・定年 |
|----------------|--------------------------|-------------------|
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.5869月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.2708月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.7090月分 |
| 最高限度 | 47.7090月分 | 47.7090月分 |
| その他の 加算措置 | 定年前早期退職特例措置・ 6%~30%加算 | |
| 1人当たり 平均支給額 | 自己都合 2,344千円 | 勤奨・定年 22,106千円 |

③ 特殊勤務手当 (令和4年度)

| | |
|---------------------------|----------|
| 支給実績 (令和4年度決算) | 203千円 |
| | 69,698千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算) | 13,567円 |
| | 622,301円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度) | 18.0% |
| 手当の種類 (手当数) | 14 |

(注) 支給実績と支給職員1人当たり平均支給年額の下段は、秩父市立病院および大瀧国保診療所に勤務する医師と看護師に対する支給実績、上段は、それ以外の職員に対する支給実績です。

主な特殊勤務手当

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|------------|------------------|-------------------|--------------|
| 行旅死亡人等処置手当 | 行旅死亡人等の処置に従事した職員 | 行旅死亡人または変死人等の処置業務 | 1体3,000円 |
| 犬猫等死体処理手当 | 犬猫等の死体処理に従事した職員 | 道路等における犬猫等の死体処理業務 | 1件300円 |

④ 時間外勤務手当 (令和4年度)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 支給実績 (令和4年度決算) | 158,380千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算) | 224,018円 |

(注) 夜間勤務手当および休日勤務手当を含みます。

⑤ その他の手当 (令和4年度)

| 手当名 | 内容および支給単価 | 支給実績 (令和4年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算) |
|-------|--|-------------------|----------------------------------|
| 扶養手当 | ①配偶者・父母等1人につき 6,500円 (8級相当職員 3,500円) ②子1人につき 10,000円 ③満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算 | 71,562千円 | 269,030円 |
| 住居手当 | 借家・借間 家賃に応じて月額28,000円以内 | 33,782千円 | 276,902円 |
| 通勤手当 | ①交通機関(鉄道等)利用者 運賃相当額(最高限度55,000円) ②交通用具(自動車等)利用 距離に応じた額(最高限度31,600円) | 36,251千円 | 74,743円 |
| 管理職手当 | ①部長、総合支所長等 80,000円 ②次長等 68,000円 ③課長、所長等 55,000円 ④主席主幹 50,000円 ⑤主幹 40,000円 | 146,942千円 | 661,901円 |
| 宿日直手当 | ①一般の宿日直の勤務 ②災害発生等に対処するため の勤務 3,000円 ③入院患者の病状の急変等に 対処するための医師の勤務 42,000円 | 21,389千円 | 819,208円 |

(注) 上記のほか、初任給調整手当、夜間勤務手当、休日勤務手当があります。